

トットリボーン!環境活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、トットリボーン!環境活動支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本県の環境保全及び快適な環境を創造し、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの目標達成に向け、環境保全や環境教育等の活動を行う県内の法人その他の団体、個人及び市町村を支援することで活動の促進や活性化を図り、本県における持続可能な社会や脱炭素社会の実現を目的として交付する。

(定義)

第3条 本補助金において、次に掲げる用語の定義は次の各項に定めるところによる。

(1) 若年層とは次のことをいう。

ア 39歳以下の者。

イ 18歳以下の子どもを持つ保護者。（アに該当する者を除く。）

ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）における学生、生徒及び児童。（ア及びイに該当する者を除く。）

(2) 「とっとりエコライフ構想」とは、次のテーマに関することをいう。

ア とっとり健康省エネ住宅などの省エネルギー建築の普及

イ 鳥取スタイルの太陽光発電（鳥取スタイルPPA）などの再生可能エネルギーの地産地消の推進

ウ 電動車の普及促進やスマートムーブ（移動の脱炭素化）の推進

(3) 「こどもエコクラブ」とは、こどもエコクラブ全国事務局に登録済又は登録予定の県内のこどもエコクラブを言い、メンバーとはその登録者及びサポーターをいう。

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う市町村、同表の第3欄に掲げる団体又はこどもエコクラブに対して間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。

3 第1項の規定に関わらず、本補助金以外の規則に基づく県の補助金又は交付金を受け入れている、又は受け入れる予定である事業については、本補助金は交付しないものとする。

4 第1項の規定に関わらず、国、他の地方公共団体又は団体等から第2項の額を超える補助金、交付金又は助成金を受け入れている、又は受け入れる予定である事業については、本補助金は交付しないものとする。

5 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、別表第6欄に掲げる日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受け付けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事（別表第1欄に掲げる補助事業（3）にあつては、事業実施地を所管する総合事務所長又は西部総合事務所日野振興センター所長、所管の地方機関がない場合にあつては、知事）は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第7条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第4条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号に定める	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
 - (2) 補助事業の目的、効果に変更をもたらす変更
- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第9条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事等に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事等の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

(1) 間接補助事業に係る前条第1項に定める変更

(2) 本補助金の増額を伴う変更

(3) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第10条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事等に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第12条 補助事業者は、本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(財産の処分制限)

第13条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの。

3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(間接的な財産処分の承認)

第14条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(雑則)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月18日から施行する。

別表

1 補助事業	2 補助対象経費	3 事業実施主体	4 補助率	5 限度額	6 申請時期
(1) 若者に任せろ!トットリボードミノキャラバン支援事業	①報償費…講師等への謝金(事業実施団体の構成員に対するものは除く。)②旅費③需用費…消耗品費、燃料費、チラシ印刷費等(飲食等の食糧費は不可。)	若年層を対象として「とっとりエコライフ構想」の推進に資する事業を実施する市町村(企業・団体等と共同実施する場合を含む)	1/2	1,000 千円	事業開始の20 日前まで
(2) 環境保全活動支援事業	環境保全や循環型社会の取組等の環境実践活動や教育啓発活動等であって、次のいずれかに該当する事業ではないこと。 ①政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とするもの ②過去に本補助金の交付を受けたことがある団体が当該過去に交付を受けた対象事業と同一の事業(その内容が更に充実し、かつ発展したものを除く。) ③既に本補助金の交付決定を受けた団体と構成員の3分の1以上が重複する団体が実施する事業であって、活動内容が既に交付決定を受けた団体の事業と類似のもの。 1 (1)、(3) の事業については次の経費も対象とするが、交付対象経費になるか否かについては、個別に内容を審査する。	次の要件をみたす団体とする。 ア 主として県内で活動する団体。 イ 定款、規約又は会則等を有し、団体としての意思決定により事業執行ができること。 ウ 独立した経理機能があること。 エ 代表者が明らかに5人以上の構成員で構成され、その過半数が県内に在住且つ在勤し、又は在学していること。 オ 団体の本拠事務所を県内に有すること。	10/10	100 千円 (当該補助事業に係るその他の収入の額を差し引いた額)	当該年度の2月末まで
(3) こどもエコクラブ活動支援事業	環境学習・環境活動等であり、次に該当する事業でないこと。 ①政治活動又は宗教活動を目的とするもの ②営利目的のもの ③その他知事が適当ではないと認めるもの	こどもエコクラブ全国事務局に登録済又は登録予定の県内のこどもエコクラブ	1/2	メンバー及びサポーターの総数に350円を乗じた額	当該年度の12月末まで

トットリボーン!環境活動支援補助金事業計画（報告）書

1 事業実施主体

☐環境保全活動支援事業

事業実施主体名	
所在地	
連絡先電話番号 及び担当者氏名	
団体の設立年月日	
現在の構成者数	
団体の概要	

☐若者に任せろ!トットリボーン!ドミノキャラバン支援事業 ☐こどもエコクラブ活動支援事業

市町村担当課	
担当者氏名	
連絡先電話番号	
メールアドレス	

2 事業の概要

補助事業区分	該当する事業及び事業テーマにそれぞれチェックを入れること ☐（１）若者に任せろ!トットリボーン!ドミノキャラバン支援事業 ＜事業テーマ＞ ☐とっとり健康省エネ住宅などの省エネルギー建築の普及 ☐鳥取スタイル太陽光発電（PPA）などの再生可能エネルギーの地産地消の推進 ☐電動車の普及促進やスマートムーブ（移動の脱炭素化）の推進 ☐（２）環境保全活動支援事業 ＜事業テーマ＞ ☐自立分散型エネルギーの推進 ☐環境実践の展開 ☐循環型社会の構築 ☐安全・安心な生活環境の実現 ☐健全な自然生態系の確保 ☐（３）こどもエコクラブ活動支援事業
事業の実施時期	
事業の内容 （実施）	【記載の注意事項】 ア 補助事業（１）について 当該事業を通して、どのように若年層のライフスタイルの転換又は意識改革につなげていくのか、選択した事業テーマを踏まえながら具体的に記入すること。 イ 補助事業（２）について ・本補助金の交付を申請する別団体との構成員の 3 分の 1 以上が重複する団体の場合、事業内容が当該別団体と異なる点等が分かるように、それぞれの活動内容等を明記すること。 ・過去に本補助金の交付を受けたことがある団体が過去に交付を受けた対象事業と同

	一又は同内容と考えられる事業を実施する場合、交付の可否の判断に当たって内容を詳細に精査するため、過去の事業との違いや充実度及び発展性について判りやすく明記すること。 ウ 補助事業（３）について 活動予定のエコクラブを明記し、活動予定内容を簡潔に記載すること。						
事業実施場所							
県内事業者への発注が困難である理由 （止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難であるとあらかじめ分かっている場合に記載）							
他の補助金の活用 の有無	有 ・ 無 ※他の補助金等の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。 ※「有」の場合は、活用する補助金等名やその事業内容、当該補助金等に係る問い合わせ先（補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。 <table border="1"> <tr> <td>補助金名</td><td></td></tr> <tr> <td>事業内容</td><td></td></tr> <tr> <td>補助金に関する問合せ先</td><td></td></tr> </table>	補助金名		事業内容		補助金に関する問合せ先	
補助金名							
事業内容							
補助金に関する問合せ先							
消費税の取り扱い	☐一般課税事業者 ☐簡易課税事業者 ☐免税事業者 ☐特定収入割合が５％を超えている公益法人等・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者 ※消費税の取り扱いについて、該当するものにチェックをしてください。						
特記事項							

（添付書類）

（１）事業計画申請時

補助事業に応じて以下の資料を添付すること。

補助事業	添付書類
若者に任せろ！トットリボードミノキャラバン支援事業	事業内容が判る資料（チラシ等） ※ある場合のみ
環境保全活動支援事業	ア 団体の概要、役員名等がわかるもの イ 定款、規約又は会則等 ウ 事業内容に関するもの（チラシ、レジュメなど）
こどもエコクラブ活動支援事業	こどもエコクラブ全国事務局に登録したメンバー及びサポーターの人数が確認できる書類 （登録用紙、又は変更届の写し）

（２）事業実績報告時

事業の成果物（チラシ、写真、報告書、配布物等）を提出すること。

様式第2号（第4条、第11条関係）

年度トットリボーン!環境活動支援補助金 収支予算（決算）書

※申請した事業にチェックすること。

☐若者に任せろ!トットリボーンドミノキャラバン支援事業

☐環境保全活動支援事業

☐こどもエコクラブ活動支援事業

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予算額 (決算額)	積 算 内 訳
自己資金		
県補助金		
その他の収入		
合 計		

※こどもエコクラブ活動支援事業については、県補助金を市町村補助金と読み替えることとし、こどもエコクラブごとに作成すること。

2 支出の部

（単位：円）

費 目	予算額 (決算額)	積 算 内 訳
合 計		

※欄が不足する場合は、適宜追加して記載すること。

第 号
年 月 日

様

職氏名

年度トットリボーン!環境活動支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったトットリボーン!環境活動支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額等について、トットリボーン!環境活動支援補助金交付要綱（令和7年4月18日付第202500004610号生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

6 その他追加する交付要件等

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度トットリボーン!環境活動支援補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定のあったトットリボーン!環境活動支援補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 交付された補助金等の額の確定額

金 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金 円

5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第4号 別紙（第11条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1 団体名

2 団体住所

3 代表者職氏名

4 補助事業名

5 補助金額

6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

7 6の計算方法や積算の内訳

（1）補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分						非課税仕 入れ	合 計
		課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売 上対応分	共通対応 分		
経 費 の 内 訳							

（2）課税売上割合 %

（3）補助金に係る仕入控除税額の計算方法